

## 入札公告

公共用水域等の水質分析について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成29年3月7日

奈良県知事 荒井正吾

### 第1 競争入札に付する業務事項

- 1 業務の名称  
平成29年度公共用水域の水質常時監視等に係る採水及び分析等委託業務
- 2 業務の仕様等  
平成29年度奈良県水質測定計画に基づく公共用水域採水及び採泥、淀川水系及び新宮川水系の一部水質分析  
詳細は入札説明書及び仕様書によります。
- 3 納入期限  
契約日以降で奈良県が指示する日
- 4 納入場所  
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課
- 5 入札方法  
入札は、平成29年度公共用水域の水質常時監視等に係る採水及び分析等委託業務の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1及び2に該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 次に掲げる(1)から(11)までに該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたもの。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
  - (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
  - (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
  - (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年奈良県告示425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q4検査・分析・調査業務で登録をしている者であること。
  - (7) 当該分析業務を行う事業所を滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び三重県内のいずれかに有する者であること。
  - (8) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業の登録を受けている者であること。
  - (9) 過去5カ年（平成24年度から28年度まで）において、国又は地方公共団体からの公共用水域等の水質分析業務の受託実績（採水のための業務の受託は除く。）を有する者であること。
  - (10) 平成28年度において、環境測定分析統一精度管理調査、ISO/IEC17043（JIS Q 17043）に基づく技能試験等の外部精度管理調査に参加している者であること。
  - (11) 水中の物質（臭気、色相、透視度、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛、n-ヘキサン抽出物、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、総クロム、塩化物イオン、陰イオン界面活性剤、アンモニア性窒素、オルトリン酸態リン、濁度、導電率、透明度、下層DO、クロロフィルa、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能及びブロモホルム生成能）等についての分析設備及び分析能力を有する者であること。

- 2 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、奈良県の競争入札について参加停止とされていない者であること。

### 第3 競争入札参加資格の確認の手続

この業務の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に第2の1の（7）から（11）に該当することを証する競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

#### 1 入札説明書、申請書及び資料の様式の配布

##### （1）期間

平成29年3月7日（火）から平成29年3月15日（水）まで（日曜日、土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

##### （2）場所

奈良市登大路町30番地  
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁2階）

#### 2 申請書及び資料の受付

##### （1）期間

平成29年3月7日（火）から平成29年3月16日（木）まで（日曜日、土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

##### （2）場所

奈良市登大路町30番地  
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁2階）

##### （3）申請書及び資料を郵送する場合は、受付期間内に受付場所に確実に到着するようにしてください。

##### （4）提出部数は、各1部とします。

##### （5）申請書及び資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書及び資料の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがあります。

#### 3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成29年3月24日（金）までに通知します。

#### 4 その他

##### （1）資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

##### （2）提出された申請書及び資料は、返却しません。

### 第4 入札場所等

#### 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁2階）  
電話番号 0742-27-8737

#### 2 入札書の提出場所及び開札の日時及び場所

平成29年3月29日（水）午後1時30分  
奈良市登大路町30番地  
奈良県庁本庁舎6階入札室

#### 3 入札は、持参した場合に限り受け付けます。

#### 4 入札回数は、2回までとします。

### 第5 その他

#### 1 入札保証金

奈良県契約規則第4条第1項の規定によります。

#### 2 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

#### 3 入札者に要求される事項

##### （1）入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

##### （2）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

#### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

##### （1）この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

##### （2）申請書等に虚偽の記載をした者の入札

##### （3）奈良県契約規則第7条各号のいずれかに該当する入札

##### （4）入札に関する条件に違反した入札

#### 5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としま

- す。
- 6 契約書作成の要否  
要します。
  - 7 落札決定及び契約締結  
この入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る県予算の成立を条件とするものです。
  - 8 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による参加停止を受けた場合のほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。
    - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
    - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
    - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してるとき。
    - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
    - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
    - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
    - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
    - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
  - 9 契約の解除  
契約締結後、前項に該当することが認められたときは、契約を解除することがあります。この場合契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。  
また、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。
  - 10 その他  
詳細は、入札説明書によります。